

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 不動産取得税関係

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (5) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (6) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。

(7) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

(8) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。

(9) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。

(10) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。

2 軽油引取税関係

軽油引取税に係る免税証及び免税証交付申請書に添付する明細書への押印を要しないものとすることとした。

3 自動車税関係

(1) 環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととした。

ア 次に掲げるガソリン自動車（非課税の適用を受けるものを除く。） 百

分の一

(7) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。
 - iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (4) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- i (ア) i (i) 又は (ii) に該当すること。
 - ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。
 - iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ウ) 車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの
- i (ア) i (i) 又は (ii) に該当すること。
 - ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (エ) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i (ア) i (i) 又は (ii) に該当すること。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i (ア) i (i) 又は (ii) に該当すること。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (カ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる石油ガス自動車（非課税の適用を受けるものを除く。）百分の一

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i (ア) i (i) 又は (ii) に該当すること。

ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 次に掲げる軽油自動車（非課税の適用を受けるものを除く。）百分の一

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成三十年轻油軽中量車基準又は平成二十一年轻油軽中量車基準に

適合すること。

ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i (ア)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(オ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のもの）にあっては、平成三十年十月一日）以降に適用される

べきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

エ 次に掲げるガソリン自動車（非課税及びアの適用を受けるものを除く。

） 百分の二

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i ア(ア) i (i)又は(ii)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i ア(ア) i (i)又は(ii)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i ア(ア) i (i)又は(ii)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i ア(ウ) i (i)又は(ii)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる石油ガス自動車（非課税及びイの適用を受けるものを除き、

乗用車に限る。) 百分の二

(ア) イ(ア) i (i)又は(ii)に該当すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車(非課税及びウの適用を受けるものを除く。) 百分の二

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i ウ(ア) i に該当すること。

ii エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

iii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i ウ(ウ) i (i)又は(ii)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i ウ(エ) i に該当すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i ウ(オ) i (i)又は(ii)に該当すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

キ 非課税及びアからカまでの適用を受ける自動車以外の自動車 百分の三

- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割を課税免除とする特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和三年十二月三十一日まで延長することとした。
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (5) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員三十人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点又は終点とするものに係る控除額を八百万円に引き上げた上、その適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。
- (7) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の一定のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）(8)において同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から五百二十五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (8) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環

境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和三年十月三十一日まで延長することとした。

ア 車両総重量が五トン以下の一定の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の一定のバス等

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の一定のトラック

エ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の一定のトラック

(9) 車両総重量が八トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。）のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から百七十五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

令和三年度及び令和四年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 次に掲げる自動車について、税率の概ね百分の七十五を軽減することとした。

i 電気自動車

ii 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

iii プラグインハイブリッド自動車

iv 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

v 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネ

ルギー消費効率以上のもの

vi 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車（営業用の乗用車に限る。

）であつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(イ) 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（*ア*）の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね百分の五十を軽減することとした。

i 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

ii 一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

iii 一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス、被けん引自動車及びキャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。）を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずることとした。

(ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の（*ア*）に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三％とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

第三 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三％とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

第四 施行期日等

1 令和三年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 事業税等の不均一課税

特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、令和五年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 不動産取得税の税率の特例

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三％とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和三年四月一日から施行することとした。